

令和3年5月14日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「国が実施するPFI事業について」（令和3年5月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

概要

令和3年5月

会計検査院

国が実施するPFI事業について

<検査の状況の主な内容及び所見>

1 PFI事業に係る評価の実施状況

サービス購入型のPFI事業について、VFMガイドラインの趣旨が各府省等において十分に理解されていないことなどにより、PSCとPFI事業のLCCについて、競争の効果の有無の点で算定条件が一致しておらず、両者を比較するに当たり適当でない状況となっていた。また、一部のPFI事業については、PFI事業の選定時期の金利情勢が割引率に十分に反映されておらず、高めに設定されていた結果として、VFMが大きく算定され、PFI方式の経済的な優位性が高く評価されていた可能性がある状況となっていた。

所見:各府省等は、サービス購入型のPFI事業に係るVFM評価に当たり、PFI事業の選定時期等における金利情勢を十分に考慮するなどして割引率を設定するとともに、PSCに競争の効果を反映させるなどして、より実情に沿った算定を行った上でPFI事業の実施について判断すること。また、内閣府は、VFMガイドラインの改定等について検討すること

2 モニタリングの実施状況等

サービス購入型のPFI事業について、同種の債務不履行が繰り返し発生していて、債務不履行の年間の発生件数が多くなっているものが見受けられた。独立採算型のPFI事業について、SPC等の財務状況が悪化しているものや、PFI事業に係る公共施設を十分に利用できない状態が継続していたものが見受けられた。

所見:各府省等は、同種の債務不履行が繰り返し発生している場合には、債務不履行の再発防止に向けて改善すること、特に、法務省は再発防止に向けて更に改善すること。独立採算型のPFI事業を行う各府省等は、SPC等の財務状況についても引き続き監視していくこと。また、国土交通省は、PFI事業に係る公共施設等を十分に利用できるようするために、不具合を解消するための修繕を十分に行うこと

3 PFI事業の事業期間終了に伴う評価の実施状況等

平成30年度末現在で事業期間が終了していたPFI事業について、PFI方式により実施することが実際に有利であったかなどについての事後検証が行われていたものはなかった。

所見:各府省等は、内閣府におけるPFI事業の事業期間終了に伴う評価の実施方法についての検討結果を踏まえるなどして、PFI事業の事業期間終了に伴う評価を客観的に行うこと